

# 一般社団法人北海道町内会連合会表彰規程

平成18年5月31日制定

平成21年5月29日改正

第1条 町内会・自治会などの住民の自治に関する優良組織及び功労者に対し、表彰または感謝の意を表すときはこの規程による。

第2条 優良組織は、活動状況の優良な住民自治組織とする。

第3条 本会会長が表彰する功労者は、住民自治組織の役職員で既往10年以上在任し、功労に顕著である者とする。

第4条 本会会長が感謝の意を表するものは、住民自治のため労力的、経済的、又はその他の方法により積極的に協力し、功績顕著である個人及び組織とする。

第5条 市区町村を単位とする住民自治組織の長は、毎年3月末日現在により、優良組織及び功労者を調査し、4月末日までに本会会長に推薦するものとする。

2 ただし、準会員は表彰の推薦はないものとする。

第6条 表彰は原則として総会において行う。

2 表彰は表彰状または感謝状を贈ることによって行う。ただし、記念品を併せて贈ることができる。

第7条 表彰を受くべき功労者が転任または死亡したときは、一般の表彰時期にかかわらず表彰するものとする。

第8条 表彰または感謝該当者を審査するため、本会会長の委嘱する委員をもって構成する表彰審査委員会をおく。

2 表彰審査委員会は、市区町村を単位とする住民自治組織の長から提出された推薦書により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

3 表彰審査委員会に関する細則は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月29日から施行する。